

資料3 伊方地域の緊急時対応（概要版） ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 伊方地域の原子力災害対策重点区域

- 伊方地域における原子力災害対策重点区域は（概ね半径30kmの範囲）の人口は117,428人（平成30年4月現在）。
- PAZ内の人口は伊方町（愛媛県）5,118人。
- UPZ内の人口は関係2県8市町112,310人。このうち、予防避難エリア（PAZ以西の佐田岬半島地域）内の人口は4,428人。

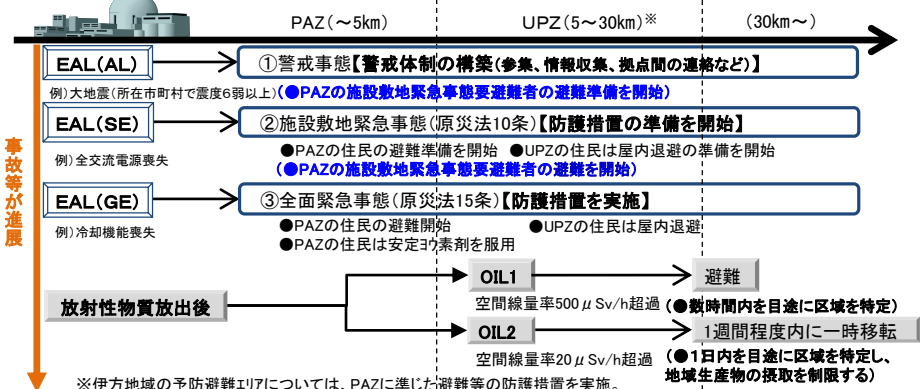


関係県	PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5~30km)		合計
		予防避難エリア		
愛媛県	5,118人	112,286人	4,428人	117,404人
山口県	—	24人	—	24人
合計	5,118人	112,310人	4,428人	117,428人

*冷却告示の対象となる1号機に係る原子力災害対策重点区域は概ね5km圏内がUPZとなる
 ※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
 ※UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone
 ※予防避難エリア(PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域)

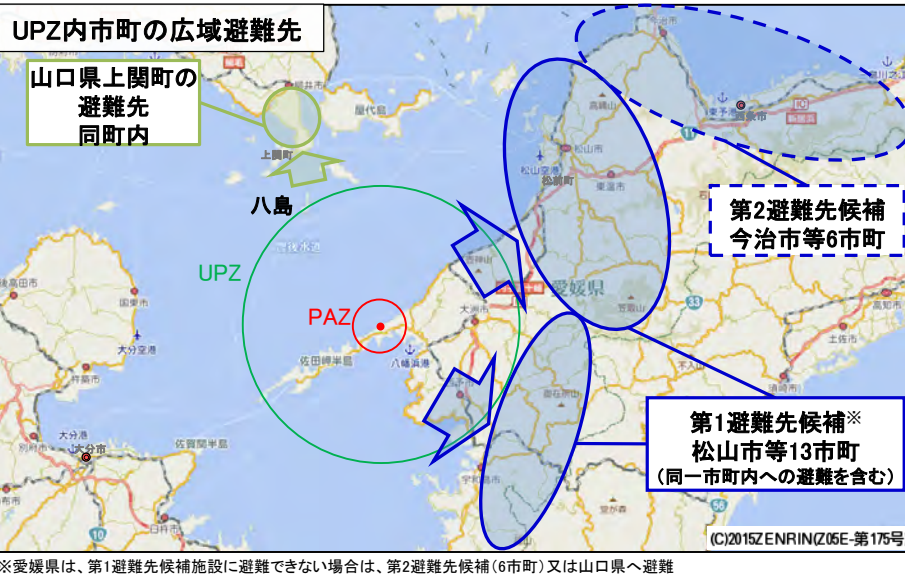
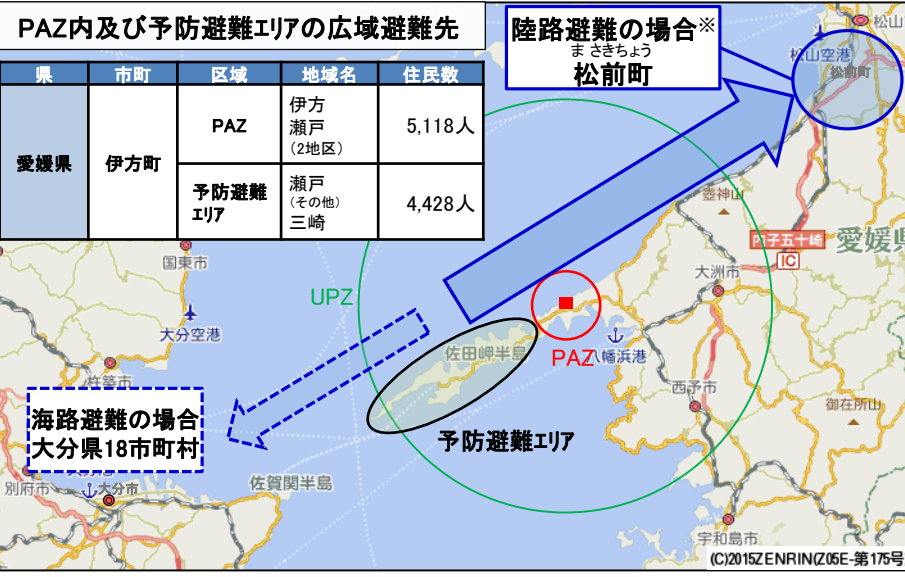
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
 原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。
 ※施設敷地緊急事態要避難者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は遠へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
 国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各市町の住民の避難先は、県内外で確保。
- 県を越える避難が必要な場合、避難元県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大分県及び山口県の避難先で受入れを行う。



伊方地域の緊急時対応（概要版） ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(社会福祉施設) 伊方町 107人	施設敷地緊急事態避難者の避難準備を開始	対象施設 伊方町 (1施設:107人)	<避難可能な者:97人> バス3台、福祉車両11台 (職員同乗)により避難 <避難の実施により健康リスクが高まる者:10人> 自施設内(放射線防護施設) (職員が介護)	社会福祉施設 (松前町内2施設) 放射線防護施設 (伊方町内1施設)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の避難計画において、避難先施設を設定。 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。
	避難行動要支援者(在宅)	伊方町 155人		対象者 (155人)	<避難可能な者:152人> 支援者の自家用車で移動(72人) → 一時集結所(2箇所) → 避難経由所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設) 又は 福祉避難所(松前町内9施設) 支援者と共に徒歩、バス等で移動(80人) → バス4台、福祉車両4台 (支援者同乗)により避難 <避難の実施により健康リスクが高まる者:3人> 放射線防護施設※1 (伊方町内3施設) 福祉車両1台により移動(ピストン輸送) ※1 放射線防護施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	伊方町が松前町の社会福祉施設等と受入を調整。 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。	
	避難行動要支援者(学校・保育所)	伊方町 427人		対象施設(7施設:427人) → 避難経由所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設) バス20台 (教職員同乗)により避難 保育所の児童の保護者引き渡し	<保護者へ引き渡しができなかった保育所の児童及び学校の児童等>	<ul style="list-style-type: none"> 学校の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。 保育所の児童は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった場合は、避難経由所で保護者に引き渡す。 	
	一般住民※2	伊方町 4,429人		対象者 (4,429人)	<自家用車で避難可能な者> 避難経由所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設) 3,675人 <自家用車で避難できない者> 一時集結所(2箇所) → 避難経由所(松前公園) 754人(バス17台)	<ul style="list-style-type: none"> 避難経由所に移動後、松前町が指示する広域避難所へ移動。 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、愛媛県内のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有するバス等で移動。 	
	合計	5,118人					

※2 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計数から割り出した数であり、若干の増減がある。

伊方地域の緊急時対応（概要版）

③ 予防避難エリアにおける避難・屋内退避の考え方

伊方発電所が佐田岬半島の付け根付近に位置しているという地理的特性を踏まえ、PAZ以西の半島地域を予防避難エリアとして位置づけ、防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

	種別	対象者数
施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難・屋内退避開始	避難行動要支援者（医療機関・社会福祉施設）	伊方町 143人
	避難行動要支援者（在宅）	伊方町 132人
	避難行動要支援者（学校・保育所）	伊方町 342人
全面緊急事態（原災法15条）で避難・屋内退避開始	一般住民※1	伊方町 3,811人
	合計	4,428人



避難・屋内退避の方法	
自家用車、バス等による陸路避難	発電所や周辺の道路・港湾等の状況等さまざまな事態に対応できるように、複数の防護措置を組み合わせることで対応を実施
船舶による海路避難	
県等のヘリコプターによる空路避難	
屋内退避施設等において屋内退避	

※1 一般住民の対象者数は、予防避難エリア住民数の合計数から割り出した数であり、若干の増減がある。

予防避難エリアにおける状況に応じた防護措置

【状況の確認】

- ①警戒事態：
愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：
防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施



【状況に応じた防護措置】

想定される状況	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できない場合
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合
放射性物質放出のリスクが高まった場合	



防護措置	
陸路避難	ケース1
陸路避難 海路避難 空路避難(※3)	ケース2
海路避難 空路避難(※3)	ケース3
屋内退避	ケース4

※2 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

※3 ヘリコプターによる避難が可能な場合に併用